

重要事項説明書

横浜市野庭地域ケアプラザ 居宅介護支援事業（1473100335）

当施設は介護保険の指定を受けています。

【施設の概要、契約上ご注意いただきたい内容です】

1 事業者

法人名	社会福祉法人 ひまわり福祉会	法人所在地	横浜市港南区野庭町 2187 番地 1
代表者氏名	理事長 津久井 通	設立年月日	昭和 62 年 3 月 13 日
電話・FAX 番号	TEL 045-849-1611 FAX 045-353-7378		

2 事業所の概要

事業所名	横浜市野庭地域ケアプラザ	所在地	横浜市港南区野庭町 612
事業所番号	1473100335	管理者名	須藤 圭樹
電話・FAX 番号	TEL 045-848-0111 FAX 045-848-0106		
併設サービス	通所介護事業、地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業		

3 サービス提供地域及び営業時間

事業実施地域	港南区、栄区、南区、磯子区	営業時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
営業日	月曜日～日曜日までとする（祝日も営業）ただし、12 月 29 日～1 月 3 日を除く		

4 職員体制

職種	区分	業務内容	人数
管理者 (介護支援専門員)	常勤（非専従）	事業所の職員及び業務全般の管理 ※居宅介護支援サービス等に係る業務を兼務	1
介護支援専門員	常勤（専従）	居宅介護支援サービス等に係る業務	1

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等

（１）指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- ①課題の分析について使用する課題分析の方法は当該事業所で使用する統一されたアセスメントシートを用いる。
- ②指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

（２）指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- ①利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供する。
- ②利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ⑤居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とする。

- ⑥当該居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ⑦当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。
- ⑧適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- ⑨介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- ⑩横浜市からの委託を受けて介護認定調査を行う。
- ⑪地域包括支援センターからの委託を受けて、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントの作成を行う。

6 利用者負担金

- （1）指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

- ① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 12,076 円 要介護 3・4・5 15,690 円

- ② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6,049 円 要介護 3・4・5 7,828 円

- ③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,625 円 要介護 3・4・5 4,692 円

- ④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,336 円

- （2）通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。

- （3）要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ①要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- ②要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

- （4）新型コロナウイルス等の感染症対策など、厚生労働省より特例的な扱いの通知があった場合には、その通知に従ったご請求をいたします。

7 緊急時の対応

- （1）サービス提供に当たり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族・医療機関（主治医）・消防その他必要な緊急連絡先等に連絡いたします。
- （2）当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。
- （3）当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行う。

8 秘密保持

- （1）職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

- (2) 事業者は、職員に業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

9 職員の資質向上

- (1) 従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ①採用時研修 採用後 3 か月以内 ②施設内・外研修（個人情報保護・虐待・感染症等）への参加

10 ハラスメントについて

- ・当施設では職員に対してハラスメント研修を年に 1 回実施しております。

主に以下 4 点について実施しております。

- ① パワーハラスメント…優越的な関係を背景とした言動があり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為。
- ② セクシャルハラスメント…性的な内容の発言、性的な行動。
- ③ マタニティーハラスメント…女性が職場において妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせを受けたり、雇用において不利益な扱いをされたりする行為。
- ④ カスタマーハラスメント…契約者又はご利用者が、当施設職員等に関して①②③等をされた場合。

11 虐待の防止のための措置について

事業所は虐待防止のための指針に基づき、防止にむけての取り組みと、対策を講じ、指針に基づく対応を行います。

12 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について 従業者への周知徹底

二 身体拘束等の適正化のための指針の整備

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

13 感染症と自然災害対策について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 相談・苦情の受付

- (1) 事業所の相談・苦情窓口

事業所に対するご相談や苦情は専用窓口で受付いたします。

○ 受付担当 須藤 圭樹（管理者 兼 介護支援専門員）

○ 連絡先 電話 045-848-0111 FAX045-848-0106

○ 受付時間 9 時～17 時 ※事業所内に苦情受付ボックスも設置してあります。

- (2) 横浜市相談・苦情・質問等窓口

○名称 はまふくコール ○電話 045-263-8084 ○受付時間 9：00～17：00

○受付日 月曜日～金曜日（土日祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）

(3) 第三者委員への連絡

第三者委員に連絡を取りたい場合は、施設内に掲示しております「苦情解決の仕組み」でご確認をお願いします。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

港南福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 横浜市港南区港南4-2-10 TEL 045-847-8495 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:45～17:00
南福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 横浜市南区浦舟町2-33 TEL 045-341-1138 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:45～17:00
栄福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 横浜市栄区桂町303-19 TEL 045-894-8547 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:45～17:00
磯子福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 横浜市磯子区磯子3-5-1 TEL 045-750-2494 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:45～17:00
横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課	所在地 横浜市中区本町6-50-10 TEL 045-671-2356 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:45～17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27-1 TEL 045-329-3447 受付時間 月曜日～金曜日（除く祝祭日）8:30～17:15

15 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 ひまわり福祉会	代表者氏名	津久井 通
所在地	横浜市港南区野庭町2187-1	電話番号	045-849-1611
業務の概要	○特別養護老人ホーム 野庭苑 ○特別養護老人ホーム 富岡はまかぜ		
	○介護老人保健施設 港南あおぞら ○横浜市野庭地域ケアプラザ		

16 第三者評価の実施の有無 実施無し

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 事業者名 横浜市野庭地域ケアプラザ

説明者 介護支援専門員

氏 名 _____ (印)

私は、居宅介護支援契約の締結にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(立会人または代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者との続柄) _____